

セルフ給油所 Q&A

問1 『セルフ給油所』とはどのような給油所をいいますか？

答 『セルフ給油所』とは、顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令で定めるものとされています。

根拠 危険物の規制に関する政令(以下「危政令」という。)第 17 条第 5 項

問2 顧客自らが給油できる乗り物は何ですか？

答 自動車若しくは原動機付自転車とされており、自動二輪車は自動車に含まれます。

根拠 危険物の規制に関する規則(以下「危規則」という。)第 28 条の 2 の 4
平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号

問3 顧客自らが灯油を容器に詰め替えることはできますか？

答 **できます。**

セルフ給油所には、車両へ給油を行う顧客用固定給油設備(危規則第28条の2の5第2号)と容器に詰め替えを行う顧客用固定注油設備(危規則第28条の2の5第3号)があります。顧客自らが灯油を容器に詰め替えることができるのは、顧客用固定注油設備を使用した場合に限られます。

根拠 危規則第 40 条の 3 の 10

問4 顧客自らが軽油を容器に詰め替えることはできますか？

答 **できません。**

セルフ給油所には、車両へ給油を行う顧客用固定給油設備(危規則第28条の2の5第2号)と容器に詰め替えを行う顧客用固定注油設備(危規則第28条の2の5第3号)があります。顧客自らが顧客用固定給油設備から軽油を容器に詰め替えることはできません。

根拠 危規則第 40 条の 3 の 10

問5 従業員が顧客に代わり顧客用固定給油設備から軽油を容器に詰め替えることはできますか？

答 **できます。**

危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が顧客に代わり顧客用固定給油設備から軽油を容器に詰め替えることは、1日の詰め替えが指定数量(1,000リットル)未満の場合に限り認められます。

根拠 昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号

問6 顧客自らがガソリンを容器に詰め替えることはできますか？

答 **できません。**

危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が行ってください。

なお、ガソリンを販売するために容器に詰め替えるときは、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成が義務になっています。

根拠 危規則第 39 条の 3 の 2

令和 6 年 2 月 29 日消防危第 40 号

問7 顧客自らが車両に固定された燃料タンク以外のタンクに軽油又は灯油を注入することはできますか？

答 **できません。**

顧客は、車両に固定された燃料タンク以外のタンク(例:タンクローリー)への注油は行えません。

根拠 平成 10 年 3 月 13 日消防危第 25 号

問8 顧客自らが車両の荷台に積載された自動車等**へ給油することはできますか？**

答 **できません。**

危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が行ってください。

「**自動車等**」とは、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電機、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当します。

根拠 危規則第 28 条の 2 の 4

令和 5 年 3 月 24 日消防危第 63 号

問9 顧客自らが車両にけん引された自動車等へ給油することはできますか？

答 **できません。**

危険物取扱者である従業員又はその立会いを受けた従業員が行ってください。

根拠 危規則第 28 条の 2 の 4

令和 5 年 3 月 24 日消防危第 63 号

問 10 顧客自らが船舶から取り外した船外機用の燃料タンクへ給油することはできますか？

答 **できません。**

顧客自らが給油できるのは自動車若しくは原動機付自転車のみであるため、船舶から取り外した船外機用の燃料タンクへ給油することはできません。

根拠 危規則第 28 条の 2 の 4

令和 5 年 3 月 24 日消防危第 63 号

問 11 従業員が顧客に代わり船舶から取り外した船外機用の燃料タンクへ給油することはできますか？

答 **できません。**

船外機用の燃料タンクは消防法の運搬容器の基準に適合していない可能性があります。消防法に適合した容器に詰め替えるようにしてください。

根拠 危政令第 28 条